号

杉 並 \overline{X} 情 報 公 開 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 月 + 八 日

提 出 者

杉 並 \overline{X} 長

Щ

田

宏

杉 並 X 情 報 公 開 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

る。

杉 並 X 情 報 公 開 条 例 昭 和 六 + 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 Ξ + 八 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す

以 を 員 百 に す の + 平 規 下 る 役 + 第 に 八 定 員 成 五 六 同 法 号 す じ + 条 独 律 及 年 る 立 び _ 法 第 $\overline{}$ 当 第 行 地 平 職 年 律 _ 方 政 第 該 の 成 員 法 項 法 公 条 公 役 + を 律 第 人 務 第 務 Ξ 員 除 第 百 等 員 及 年 < — 員 百 六 号 _ Ξ 項 並 び 法 + 八 中 地 を に び 職 律 号 方 _ 号 規 に 第 員 \neg 当 第 $\overline{}$ が 公 定 地 百 独 \equiv 共 該 す 方 兀 立 第 地 公 + 務 4 公 る 独 方 行 条 第 体 務 地 号 条 員 立 公 政 及 $\overline{}$ 法 _ 員 方 行 務 に び 等 独 政 員 第 人 頂 規 を _ 地 立 法 法 等 に 定 _ $\overline{}$ 条 規 す が 方 に 行 人 $\overline{}$ 改 第 独 政 昭 独 定 $\overline{}$ る 公 立 め 法 地 和 立 す 務 地 行 方 行 る 方 人 頂 員 政 を 独 + に 政 特 公 等 同 法 頂 L١ 立 五 規 法 定 務 第 う。 人 行 年 定 人 独 員 に Ξ ᆫ _ す 政 法 等 立 号 に 以 法 律 る の 行 を \neg 改 中 下 第 政 人 独 保 \neg 及 び 法 =立 法 め 同 有 る。 及 じ 独 $\overline{}$ 百 行 す 人 地 び 平 六 及 政 る 立 方 地 $\overline{}$ 成 + 法 情 び 行 公 方 の + 人 報 日 政 務 公 役 五 号 等 の 本 法 員 共 年 $\overline{}$ 員 を 郵 人 法 公 及 寸 開 政 法 第 L١ 通 う。 体 び 昭 律 公 則 に 職 条 関 第 社 法 和

第 定 管 第 理 項 + 者 中 八 _ 条 の を \overline{X} 見 加 長 出 え _ を U 中 \neg \neg _ 前 実 項 施 出 _ 機 資 関 法 を **_** \neg 人 等 に 前 改 項 め の _ 下 に に \neg 改 出 7 及 め 資 び 法 人 公 同 項 等 の _ 施 を 設 同 の 条 下 の 第 に 指 Ξ 定 _ 管 項 及 理 لح び し $\overline{\mathsf{X}}$ 者 _ の を 同 公 加 条 の え 第 施 設 項 の 同 条 指 の

次に次の一項を加える。

2 を の 兀 講 条 条 X ず 例 の の る の 公 ょ 趣 第 の う \equiv 旨 施 努 に 項 設 め に の の る つ 規 指 定 も لح 定) ` す 管 の ح 理 る す 当 指 者 る 該 定 $\overline{}$ 公 管 地 の 理 方 施 者 自 設 を 治 の 11 法 管 11 $\overline{}$ 昭 理 に 出 和 関 資 す + = 法 る 人 情 等 年 法 報 を 律 公 除 開 **<** 第 を 六 + 行 以 う 下 七 号 た 同 じ め 第 必 _ 要 な は 百 措 四 こ 置 +

附則

こ の 条 例 は 平 成 + 七 年 四 月 日 か 5 施 行 す る

提案理由)

公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 情 報 公 開 に 関 す る 規 定 を 設 け る 等 の 必 要 が あ る

杉並区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

の。ただし、次に掲げる情報を除く。	個人の権利利益を害するおそれがあるも	できないが、公開することにより、なお	む。)又は特定の個人を識別することは	人が識別され得ることとなるものを含	の情報と照合することにより、特定の個	て、特定の個人が識別され得るもの(他	当該事業に関する情報を除く。)であつ	二 個人に関する情報(事業を営む個人の	一略	該情報の公開をしないことができる。	のいずれかに該当する情報については、当	開とする。ただし、実施機関は、次の各号	第六条 実施機関の管理する情報は、原則公	(情報の原則公開)	新条例
<u></u> ගු	個人(できな	む。	人が	の情	て、、	 当 該	二個		該情報	のいま	開とよ	第六条	(情報の	IB
ただし、	の権利	いが	又は	識別さ	報と照る	特定の	事業に	人 に 関		報の公開・	ずれかに	する。たい	実施機関	原則公	III
だ	権	11		別	٢	定	事 業	人に		の 公	れ か	る。	施	原 則	

1
及
び
略

八 条 定 年 法 開 び 行 同 定 五 員 行 立 行 号 す す 年 及 独 第 人 職 法 政 政 昭 当 ات る 法 る び 法 関 立 政 和 該 法 号 律 員 地 地 職 第 地 律 行 法 第 項 _ + _ 個 人 す 人 を 第 二 第 二 方 方 員 等 る 政 百 方 人 及 通 に 人 の 除 独 則 役 + 独 公 を 法 法 条 規 が 百 員 立 八 務 条 び 年 立 第 定 しし 人 法 公 地 律 六 十 及 行 号 行 員 方 う。 等 日 す 法 務 第 政 び 政 亚 公 平 本 平 る 律 の 項 員 第 職 法 法 び 務 保 郵 玉 第 等 以 成 項 に 成 独 号 + = 有 政 + に 員 下 規 員 人 百 人 家 に $\overline{}$ 立 条 法 す 国 を を 地 法 規 定 同 公 公 行 *١*) 第 年 + 第 方 じ 定 る 社 す 年 家 しし 務 う。 政 平 二条 う。 独 昭 す 法 情 る 法 の 員 号 公 和 立 る 法 項 成 報 役 特 務 律 律 第 _ + 以 + 行 に の 独 第 人 員 定 第 独 員 に の で 五 規 役 立 等 下 規 政 立 及 独 法 百 公 百

(1
	及
í	び
ξ	
	略
ï	
7	

											八	1
						員	六	方	条	$\overline{}$		乃
							+	公	第	昭	当	
							_	務	_	和	該	ر 1
							号	務員法	項	=	個	
							$\overline{}$	法	に	+	人	町
							第		規	_	人 が	
								昭	定	年	公	
							条	和	定する	法	務	
							に		る	律	員	
							規	+	玉	第		
							定	五	家	百	$\overline{}$	
を							す	年	公	=	玉	
11							る	法	務	+	家	
う。							地	律	員	号	公	
							方	第	員及び	号)第	務	
$\overline{}$							六十一号)第二条に規定する地方公務	和二十五年法律第二百	び	第	務 員	
で							務	百	地	_	法	

第

+

八

条

X

が

出

資

そ

ത

他

財

政

支

出

を

行

う

法

人

又

は

4

体

で

あ

つ

て

規

則

で

定

め

る

も

の

報

公

開

 $\overline{}$

出

資

法

人

等

及

び

公

の

施

設

の

指

定

管

理

者

の

情

報

公

開

2

略

兀

及

び

五

略

1

(

八

略

し

次

に

掲

げ

る

情

報

を

除

<

利

益

を

与

え

る

ح

認

め

5

れ

る

も

の

た

ょ に す を 等 1) 関 る 除 当 務 法 該 あ **<** 当 す 情 人 該 情 の る 地 る 報 方 そ 職 報 執 場 該 法 情 又 以 公 の 務 の 行 合 報 は 下 共 人 他 執 う に に 等 で 事 4 行 ち 係 お の 又 あ 業 法 体 4 の る 11 当 は つ を 人 及 体 内 情 て 当 て、 営 等 び 容 該 報 _ 該 当 む 地 玉 に 公 で 個 公 個 لح 方 係 務 あ 該 人 開 61 独 独 る 情 人 員 る に す の う 立 立 部 等 ۲ 報 当 著 る 行 行 き 分 が の こ L 該 政 政 職 は そ 法 لح 事 に 法 L١ 及 **ത** 不 に 業 関 人 び 当 職

務

の

執

行

に

係

る

情

報

で

あ

る

لح

ㅎ

は

当

あ

る

場

合

に

お

L١

て

当

該

情

報

が

そ

ത

職

該

報

の

う

ち

当

該

公

員

職

及

7 X

 \equiv

だ Ξ す 体 利 ょ に を 当 1) 関 る 法 益 除 当 **<** す 情 人 該 情 を 報 そ 職 該 る 与 法 情 又 以 **ത** 務 え 報 下 人 は 他 執 る 等 で 事 _ の 行 ح 又 あ 業 法 寸 の 認 は つ を 人 体 内 め 当 て 営 等 容 $\overline{}$ 5 _ 該 む 玉 に れ 個 公 لح 及 個 係 務 る び 開 61 る 人 人 も に す の う 地 部 の 著 当 る 方 分 の こ し 該 公 た L١ لح 事 に 共

1 5 八 略

兀 及 び 五 略

 $\overline{}$ 出 資 法 人 等

0

情

第 人 + 八 又 条 は 寸 $\overline{\mathbf{X}}$ 体 が で 出 あ 資 つ そ て の 他 規 財 則 政 で 支 定 出 め を る 行 も う 法 の

- 3 -

し 次 に 掲 げ る 情 報 を 除 < だ 不 に 業 関 寸

2 略

る。 条 め 例 以 必 下 要 の な 趣 出 措 旨 置 に 資 を 法 の 講 つ 人 等 ず ۲ _ る 1) ょ ۲ う い 情 努 う。 報 公 め る 開 も を は 行 の こ ح う す た の

2 $\overline{\mathsf{X}}$ の 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 地 方 自 治 法

る。

条

例

の

趣

旨

に

の

つ

۲

IJ

情

報

公

開

を

行

う

た

以

下

出

資

法

人

等

_

ح

しし

う。

は

こ

の

め

必

要

な 措

置

を

講

ず

る

ょ

う

努

め る

も

の

ح

す

+四 昭 条 和 の + 第 Ξ 年 項 法 に 律 規 第 定 六 す + る 七 指 号 定 管 第 理 者 百 を 兀

しし しし 出 資 法 人 等 を 除 **<** 以 下 同 じ

施 は 設 こ の 管 の 条 理 例 に 関 の す 趣 旨 る に 情 の 報 つ 公 り、 開 を 行 う 当 た 該 め 公 必 \mathfrak{O}

要 な 措 を 講 ず る ょ う 努 め る も の لح す る

設 の 実 指 施 定 機 管 理 者 に 対 L 前 項 に 定 め る 必

関 は 出 資 法 人 等 及 び $\overline{\times}$ の 公 の 施

3

る。

要

な

措

置

を

講

ず

る

ょ

う、

指

導

す

る

も

の

۲

す

要

る。

2

X 長 は 出 資 法

人

等

に 対 し 前 項 に 定 め る

必

な 措 置 を 講 ず る ょ う、 指 導 す る も の لح す

- 4 -